



海外ぶらり 1 人旅大好き行政書士

札幌リブレ代表の安田大祐がお送りする

# リブレ速報 focus

『↑札幌リブレ代表の安田です。(プロフィールはページ最後に!)』  
行政書士としての法的サポートで大好きな札幌を明るくすることが我々の使命。

BRILLIANT WILL, BRILLIANT LIFE ~自由を象り 人生を豊かに~

お役立ち法律ニュース

今月の特集!

## 1. 権利を守るための武器!

### 内容証明郵便とは一体?

【当事務所に寄せられるご相談で多い業務】

当事務所のホームページを通していただく「こんなこと出来ますか?」という感じのご相談でダントツに多いのは、実はこの内容証明郵便に関するものであります。その中でもケースごとに見て行くと、お客様自身が最初から「内容証明郵便を使えば自分の問題は解決するのではないか?」と内容証明郵便を念頭に入れてお問い合わせをいただくケースと、「こんなことで困ってるのですが、何か解決手段はありますか?」というお話をお聞きして、「それならば内容証明郵便という方法が考えられます。」と答えさせていただくケースがありますが、最終的にはどちらにせよ内容証明郵便を使った解決策に落ち着く場合が多いです(※)。そこで、今月は内容証明郵便についてちょっとだけ、皆さまにお伝えさせていただきます。いざという時に役立つことなので、頭の片隅にでも置いておいていただければ幸いです。(※…内容証明郵便が万能であるわけではないので、ケースに応じた対応は必要です。)

【内容証明郵便とは?】

内容証明郵便とは、郵便局で出す通常のお手紙に、プラスアルファのオプション効果をつけたようなものです。そのオプション効果というのは「どんな内容のお手紙を」「何月何日に」送ったのかを、郵便局が証明してくれるものです。一般的には、それに「配達証明」というオプションをさらに加えて、「相手がお手紙を受け取ったということ」「それは何月何日に受け取ったのか」ということも証明してもらうことが多いです。(※ここで注意なのが、郵便局が証明してくれるのは、手紙を送ったことやどんな内容について送ったのかについてであり、手紙の内容が正しいかどうか、法的に効果のあるものかどうか、というようなことについて審査がされるわけではありません。)

なお、内容証明郵便を送る効果としては、「強い証拠力を得る」「心理的圧迫を加え要求を聞いてもらう」などが挙げられます。

【内容証明郵便の使い方】

- ・内容証明郵便は基本的にはお手紙とかわらないのですが、書き方については決まりがあり、1枚520文字以内、「20字×26行」「26字×20行」など用紙の使い方に一定の決まりがあります。
- ・同じ内容の手紙を3部作成し、1部は送り先に、1部は郵便局で保管、そして最後の1部は送り主の控えとなります。
- ・内容証明郵便を送るための料金は本文1枚をA4サイズを折り畳んで送る場合(定型25g以下)次の料金になります。  
「通常郵便物の料金(80円)」+「書留料金(420円)」+「内容証明料金(420円)」+「配達証明料金(300円)」=1,220円
- ・「貸したお金を返して欲しい」「未払いの給料を支払って欲しい」「エステや習い事のクーリングオフ・中途解約をしたい」などの場合に有効です。

【こんなときは「札幌リブレ行政書士法務事務所」にお任せ下さい!】

内容証明郵便に関するご依頼・ご相談など、お気軽にお問い合わせくださいませ。お問い合わせは当事務所(011-769-0790)まで!

事務所ニュース

## 2. 行政書士・安田のウフフな日々 平成25年度にやりたいこと!



あっという間に年度が変わり、新入社員や新入学生などがキラキラと輝く季節になりましたね。私自身も日々勉強で、毎日ガリガリフル回転で頭を回しております。たまに集中し過ぎると食事も忘れて没頭してしまい、ふと「エネルギーとらなきゃ!」と思うこともしばしば…(笑)そんな私が今年やりたいことは、こんな感じです!「釣りデビュー」「熱気球に乗る」「相方が札幌に帰ってくるので音楽活動再開してバーなどでライブをする!」「親友の結婚式でシミジミする(笑)」「海外旅行好きが高じて始まった旅人たちの旅のストーリーを集めたポータルサイトをオープンする(現在着々進行中)」「普段あまり行くことのない道東を探検する」「海で焼き肉しながらビール飲む!(運転は誰かにお願い! or キャンプ)」などなど…あー、考えるだけで、今年度もワクワクな一年になりそうですね!「やりたい!」という気持ちが全ての原動力です。それは行政書士業務でも同じことですね!

# 3. 今日から雑学王

## ～「エイプリルフール」なぜ嘘をつく？～

今年もやってきました、エイプリルフール。4月バカなどとも呼びますこのイベント、4月1日になると「害のない嘘をついてもよい」という謎の風習のことです。小学生くらいまでのときは、毎年この時期になると、「今年はどうなウソをついてやろうか！ウッシッシ…」と躍起になっていた記憶がありますが、そもそもなんで「嘘をついて良い日」があるのでしょうか？今回は、そんな知ってるようで知らないエイプリルフールについて、ちょっとだけ目を向けてみました。

### ①新しい曆に反発し、嘘の新年を祝った

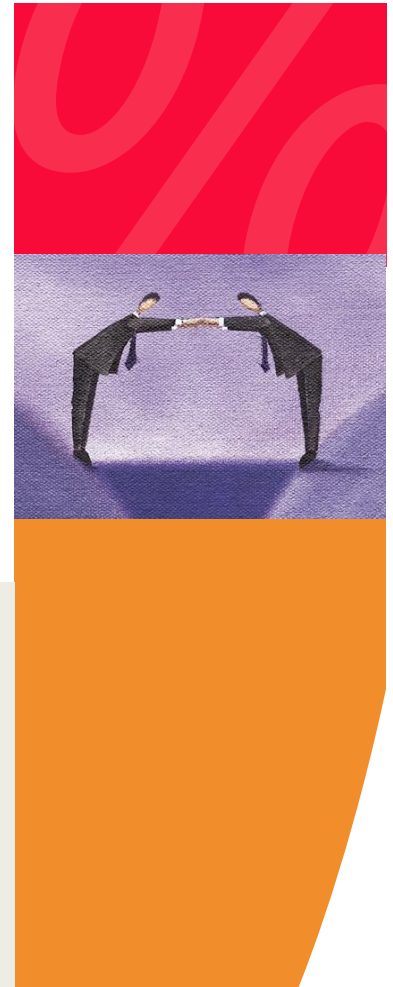
非常に歴史的な背景があるようで、フランスではそれまで3月25日を新年として、4月1日まで春の祭りを開催していましたが、1564年に王様は急に曆を1月1日に変更してしまいました。それに反発した国民が4月1日を「嘘の新年」として盛大にお祝いするようになったそうです。ちなみにこのお祝いをしてた人は王様に次々と処刑されていったそうです。

### ②嘘をついても良いのは午前中だけだった

なんとなく、4月1日という一日を通してウソをついても良いと思っていたのですが、どうやら嘘をついても良いのは午前中だけのようです。理由は定かではありませんが、「午前中についたウソの種明かしをして、午後からはそれを笑いあう」というような意味合いがあるのかどうかはわかりません。

### ③エイプリルフール管理士という国家資格がある

毎年4月1日になると、個人のいたずらどころか、大手ニュースサイトや企業のホームページでもエイプリルフール用の記事を掲載するところが多いという理由で、実は「エイプリルフール管理士」というれっきとした国家資格があるのです！…というウソをついてみましたが、似たようなことを考えている人がネットで探すともいえました(笑)



発行元：札幌リブレ行政書士法務事務所 TEL：011-769-0790

## 札幌リブレ行政書士法務事務所について

【いつもあなたのコンシェルジュ】 ☎ 011-769-0790 ✉ info@sapporo-libre.com

### 【事務所データ】

住所：〒060-0806  
北海道札幌市北区北6条西6丁目  
2番地24第2山崎ビル7F  
電話：011-769-0790  
携帯：080-7028-5157 (代表直通)  
メール：info@sapporo-libre.com  
HP：http://www.sapporo-libre.com

札幌リブレ  検索

### 【取扱業務】

- <注力業務>
  - ▼介護事業所の経営をとことんサポート…
    - ・介護事業開業支援 (会社設立、事業所指定申請など)
    - ・介護事業運営支援 (稼働率アップ、実地指導対策など)
  - ▼年をとると避けられない問題のサポート…
    - ・高齢化社会支援 (相続支援、遺言書支援、成年後見支援など)
- <取り扱い業務>
  - ▼起業をするなら・お店を開くなら…
    - ・会社設立 (株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人など)
    - ・許認可申請 (飲食店、風俗店、酒類販売、建築業、宅建業など)
  - ▼会社運営を法的手続き面でサポート…
    - ・企業法務 (契約書作成、定款変更、議事録作成など)
  - ▼身の周りの法的手続きのサポート…
    - ・自動車関係 (車庫証明、ナンバー変更登録、名義変更など)
    - ・民事法務 (離婚協議書作成、エステ中途解約サポートなど)

### 【代表プロフィール】

■自己紹介  
行政書士 安田大祐  
(やすだだいすけ)  
生年月日：1986年5月1日  
おうし座  
血液型：A型  
資格：行政書士  
出身：札幌市南区真駒内生まれ  
札幌市東区東苗穂育ちの札幌っ子  
(なので、札幌を明るくするための力になりたいのです)



- 趣味①：ギターと歌の音楽活動 (路上ライブ・BARライブ)
- 趣味②：生涯現役★海外バックパッカー (ノーブラン旅行・旅本出版企画)

### ■略歴

- ・札幌開成高等学校卒業
- ・北海道大学教育学部卒業
- ・札幌市内医療法人の法人事業部にて勤務 (介護事業、精神科病院を運営)
- ・上記医療法人を退職後、札幌リブレ行政書士法務事務所を開業
- ・介護分野や相続、遺言書、任意後見など高齢化社会分野への支援や未来へ向かって頑張る人の起業・開業支援を軸に業務展開

